

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 150px; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">35 ミリメートル</p> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">← 24 ミリメートル →</p> </div>	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">第 号</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">立 入 検 査 証</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">官職 氏名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第48条第6項、第7項、 第9項及び第10項の規定により立入検査をする職員であることを証明す る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>地 方 整 備 局 長</p> <p>北 海 道 開 発 局 長</p> <p>地 方 運 輸 局 長</p> <p>運 輸 監 理 部 長</p> <p>地 方 整 備 局 港 湾 事 務 所 長</p> <p>地 方 整 備 局 港 湾 ・ 空 港 整 備 事 務 所 長</p> <p>北 海 道 開 発 局 開 発 建 設 部 長</p> <p>地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長</p> <p>地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長</p> <p>運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長</p> <p>地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長</p> <p>沖 縄 総 合 事 務 局 長</p> <p>沖 縄 総 合 事 務 局 港 湾 事 務 所 長</p> <p>沖 縄 総 合 事 務 局 港 湾 ・ 空 港 整 備 事 務 所 長</p> <p>沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 事 務 所 長</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">国土交通大臣</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日 発 行 年 月 日 まで有効</p>
<p>← 9センチメートル →</p>	

6センチメートル

(裏)

<p style="text-align: center;">第四十八条</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律抜粋</p> <p>6 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、有害水バラスト処理設備製造者等の工場、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>7 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>9 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、有害水バラスト汚染防止措置手引書、水バラスト記録簿、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染防止条約証書等その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>10 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十九条の三各号に規定する船舶若しくは施設若しくは同条の国土交通省令で定める場所又は第三十九条の四第一項の油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具の所在する場所若しくは第三十九条の五の資材若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材又は油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具その他の機械器具を検査させることができる。</p> <p>11 第六項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>12 第六項から第十項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>十九 第四十八条第六項から第十項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第六項、第八項若しくは第九項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">6センチメートル</p>
<p>← 9センチメートル →</p>	